

公立大学法人福井県立大学職員懲戒規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第46号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学職員就業規則（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第35号。以下「就業規則」という。）第48条の規定に基づき、公立大学法人福井県立大学に勤務する職員（就業規則第2条第1項に規定する職員をいう。以下「職員」という。）の懲戒に関する必要な事項を定めるものとする。

(懲戒処分の原則)

第2条 職員に対し、戒告、減給、停職、諭旨解雇または懲戒解雇の処分（以下「懲戒処分」という。）をするには、その職員が就業規則第46条各号のいずれかに該当すると認められる客観的事実の明らかな場合でなければならない。

2 懲戒処分は、同一の規律違反行為に対して、重ねて行うことはできない。

3 懲戒処分は、同じ種類、同じ程度の規律違反行為に対して、懲戒の種類および程度が異ならないようになければならない。

4 懲戒処分の量定は、規律違反行為の種類および程度に照らして相当なものでなければならない。
(懲戒処分権者)

第3条 懲戒処分は、理事長がこれを行う。

(審査の申立て)

第4条 学部、学術教養センター、情報センター、地域経済研究所、恐竜学研究所またはキャリアセンターの長（以下「学部長等」という。）は、所属する教員（就業規則第2条第2項に規定する教員をいう。）に懲戒事由に該当するおそれのある事実が発生したときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、懲戒処分を行うのに十分な理由があると思料されたときは、学長に対して審査申立てを行うものとする。

2 学長は、前項の規定により学部長等から審査申立てがあったときは、処分案を検討し、教育研究審議会に付議した上で、理事長に申し出るものとする。

3 学長は、第1項の規定による学部長等からの審査申立てがない場合でも、処分の検討が必要と認めたときは、処分案を検討し、教育研究審議会に付議できるものとする。

4 事務局長は、所属する事務職員（就業規則第2条第2項に規定する事務職員をいう。）に懲戒事由に該当するおそれのある事実が発生したときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、懲戒処分を行うのに十分な理由があると思料されたときは、理事長に対して審査申立てを行うものとする。

5 理事長は、前項の規定により事務局長から審査申立てがあったときは、処分案を検討し、理事会に付議するものとする。

6 理事長は、第4項の規定による事務局長からの審査申立てがない場合でも、処分の検討が必要と認めたときは、処分案を検討し、理事会に付議できるものとする。

(審査の手続き)

第5条 教育研究審議会または理事会は、審査を行うに当たっては、審査を受ける者（以下「審査対象者」という。）に対し、審査の事由を記載した審査説明書を交付しなければならない。

2 教育研究審議会または理事会は、審査対象者が前項の説明書を受領した後14日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭または書面で弁明の機会を与えるものとする。

3 教育研究審議会または理事会は、審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、またはその意見を聴取することができる。

(懲戒処分書の交付)

第6条 懲戒処分は、職員に対し、その内容および理由を記した懲戒処分書を交付して行う。

(懲戒処分の効力)

第7条 懲戒処分の効力は、前条の懲戒処分書を職員に交付したときに発生するものとする。

(不服申立て)

第8条 懲戒処分を受けた職員は、その処分の種類、内容等について不服がある場合には、理事長に対し、書面により不服申立てをすることができる。

2 理事長は、前項の不服申立てがあった場合には、教員にあっては教育研究審議会、事務職員にあっては理事会に対し、再審査を行わせることができる。

3 教育研究審議会または理事会は、再審査の結果を理事長に報告するものとする。

4 再審査の結果、処分内容に変更があった場合は、理事長は当該職員にその旨を報告しなければならない。

(不服申立て期間)

第9条 前条に規定する不服申立てをする場合は、懲戒処分書を受理した日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、職員の懲戒に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。